調査研究対象国・対象機関

- ○ヨーロッパ (6か国)
 - ・イギリス(運輸省、ロンドン市交通局、ロンドン警視庁)
 - ・フランス(交通・移動インフラ総局、交通安全代表団、パリ市庁、パリ市警察)
 - ・ドイツ(デジタル・交通省、ベルリン州警察)
 - ・イタリア(交通省、国家警察)
 - ・オランダ(インフラ水管理省、国家警察)
 - ・デンマーク(道路管理局、コペンハーゲン警察)
- ○アメリカ (3州)
 - ・カリフォルニア州(運輸局、交通安全局、ハイウェイパトロール)
 - ・ニューヨーク州(市警察)
 - ・ミシガン州 (州警察)
- ※各国における道路交通関係法令所管官庁及び警察当局のうち、ヒアリング可能であった機関に対して実施

調查研究内容

- ○自転車に関する交通ルール
- ○自転車の通行空間の整備状況(現地視察を含む)
- ○交通ルールの周知方法及び交通安全教育の実施方法
- ○自転車の交通違反に対する違反処理等の在り方 等

通行環境・交通ルール関係

【共通事項】

- 原則歩道通行禁止としているが、こどもを除外(※)としている国・地域が多い。
 - → (※) 8歳未満(フランス)、10歳未満(イギリス)、10歳以下(ドイツ)、12歳未満(ニューヨーク州)
- 自転車道等があれば自転車道等を、ない場合は車道の右側通行を義務付けている。(イギリス・ミシガン州以外)

【固有事項】

- <u>10代のこども</u>に自転車利用時の<u>ヘルメットの着用義務を課している。</u>
 - → 12歳未満(フランス)、14歳未満(ニューヨーク州)、18歳未満(カリフォルニア州)

安全教育関係

【共通事項】

- 学校、関係団体、警察等が連携し、自転車の交通ルール等に係る広報啓発、イベント等を実施している。(各国)
- 学校において、交通安全や交通ルールに関するプログラムが組まれている。(各国)
- 小学校の卒業時等に<u>自転車の交通ルールに関する筆記試験や自転車走行に関する実技試験を実施</u>している。また、 保護者を巻き込むことで、保護者に対するルール周知の機会にもなっている。(イタリアを除くヨーロッパ全ての国)
- <u>運転免許証の取得時等</u>に自転車の交通ルール等に係る講習の受講を義務付けている。(デンマーク・アメリカ全州)

【固有事項】

- 〇 <u>義務教育のカリキュラム</u>に交通安全教育が盛り込まれている。(オランダ、カリフォルニア州、ニューヨーク州)
- 警察官が小学校に赴き、児童と一緒に<u>各自の自転車の整備状況をリストに基づいて確認</u>している。(デンマーク)
- 〇 交通安全協会は 0 ~12歳に対して、自転車連盟は高齢者に対してなど、<u>関連団体ごとにターゲットとする年齢を変</u> えて交通安全活動を行っている。(オランダ)

違反処理等の在り方関係

【共通事項】

- 交通違反の処理方法、手続の流れ等は自動車と同じ。(各国)
- 〇 軽微な交通違反は刑事手続とは異なる手続による<u>金銭的な制裁の対象</u>となり、違反者は<u>違反を認めて罰金</u>(日本における「反則金」に類似。以下同じ。) <u>を支払うか、違反を認めず裁判で争うかを選択可能</u>。<u>罰金を支払えばその時</u> 点で手続は終了となる。
 - → 日本における「交通反則通告制度」に類似している。(各国)
- 期限までに対応しなかった場合は、<u>最終的に、裁判所の判決により、罰金の増額や財産の差押え等がなされる可能</u> 性がある(自転車の交通違反がそこまで至るケースはない模様)。(各国)

【固有事項】

- 取締りの対象年齢は国によって異なる。
 - → 年齢制限なし(フランス)、10歳以上(イギリス)、12歳以上(オランダ)、14歳以上(ドイツ)、15歳以上 (デンマーク)、18歳以上(イタリア)
 - ※ 刑事責任を問うことのできる年齢に合わせているケースが多い。アメリカ3州は未確認。
- 法令上、自動車の運転免許の交通違反点数制度が適用され、<u>運転免許証保有者は点数が加算される可能性</u>がある。 (ドイツ・オランダ)
- 自動車と同様、違反者に対する「自転車交通学校プログラム」があり、同プログラムを受講すると罰金の減額又は 免除がなされることがある。(カリフォルニア州)